

航空自衛隊第4補給処組織規則（昭和51年航空自衛隊訓令第19号）第31条の規定に基づき、航空自衛隊第4補給処木更津支処の内部組織に関する達を次のように定める。

平成25年7月31日

航空幕僚長 空将 片岡 晴彦

航空自衛隊第4補給処木更津支処の内部組織に関する達

改正 令和6年3月21日 航空自衛隊達第16号

（支処長）

第1条 航空自衛隊第4補給処木更津支処（以下「支処」という。）の支処長は、1等空佐をもって充てる。

（総務課の事務）

第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。
- (3) 文書の審査及び進達に関する事。
- (4) 組織及び定員に関する事。
- (5) 人事に関する事。
- (6) 支処に勤務する隊員の教育訓練に関する事。
- (7) 支処業務の企画に関する事。
- (8) 記録及び統計に関する事（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 秘密保全に関する事。
- (10) 各課との連絡に関する事。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、他の課の所掌に属しない事項に関する事。

（保管課の事務）

第3条 保管課においては、次の事務をつかさどる

- (1) 航空自衛隊第4補給処組織規則（以下「組織規則」という。）第26条第5項第1号に掲げる品目の製造加工作業の実施に関する事。
- (2) 燃料及び潤滑油等の検査に関する事。
- (3) 組織規則第26条第5項第3号に掲げる支処が補給を担当する品目（以下「補給担任品目」という。）に関する物品出納簿の記帳、編集及び保管に関する事。
- (4) 補給担任品目の補給検査に関する事。
- (5) 補給担任品目の受領、分類、保管及び出荷に関する事。
- (6) 補給担任品目の輸送請求に関する事。
- (7) 前各号に掲げる事務を行うために必要な器材の維持及び管理に関する事。

（業務課の事務）

第4条 業務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 分屯基地において使用する物品の補給、保管、整備及び調達（役務の調達を含む。）

並びにこれらの事務を行うために必要な記録及び統計に関すること。

- (2) 警備に関すること。
- (3) 輸送の計画及び実施に関すること。
- (4) 車両の保管、運用及び整備に関すること。
- (5) 輸送及び車両に関する記録及び統計に関すること。
- (6) 施設の維持及び管理並びに消防に関すること。
- (7) 基地通信に関すること。
- (8) サイバー運用に関すること。
- (9) 給食の実施に関すること。
- (10) 宿舎に関すること。
- (11) 福利厚生に関すること。
- (12) 共済組合に関すること。
- (13) 経費及び収入の予算、決算及び会計事務に関すること。
- (14) 給与及び旅費の支給に関すること。
- (15) 保健衛生に関すること。

(委任規定)

第5条 この達に定めるもののほか、支処の内部組織に関し、必要な事項は、航空自衛隊第4補給処長が定める。

附 則

この達は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月21日航空自衛隊達第16号)

この達は、令和6年3月21日から施行する。